

学校法人筑波学院大学役員及び評議員の報酬等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人筑波学院大学（以下「法人」という。）の役員及び評議員（ただし、法人の職員の身分を有する者を除く。）に支給する報酬等について定める。

(報酬の種類)

第2条 役員は、報酬（月額または年額）、会議出席日当及び通勤手当とする。

2 評議員の報酬は、会議出席手当とする。

(報酬月額)

第3条 役員は、報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 1,000千円
- (2) 常務理事 700千円
- (3) 常勤監事 500千円

2 前項に定める役員を除く非常勤理事・非常勤監事の報酬年額は、10万円とし、会議出席日当を1日につき10,000円とする。

3 評議員の会議出席手当は、1日につき10,000円とする。

4 教職員が理事を兼ねる場合の理事報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 常務理事 200千円
- (2) 理事 支給しない

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、常勤の役員に対し、学校法人筑波学院大学給与規則に定める職員の例に準じて支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員は、報酬月額の支給日は、毎月21日とし、報酬年額の支給日は12月21日とする。ただし報酬の支給日が休日又は金融機関の休業日である場合は、その直前の休日又は金融機関の休業日でない日とする。

2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員の会議出席日当は、会議出席日に現金で支給する。ただし、テレビ会議等で出席する場合には、銀行振り込みにより支給する。

(賞与)

第5条の2 賞与は、法人の業績が良好である場合に限り、その都度理事会の承認を得て支給する。

2 支給日及び支給方法は、給与規則に定める職員の例に準じて支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決するところによる。

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年9月12日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、令和3年5月20日に改正し、令和3年4月1日から適用する。